

報告第5号

令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越 計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり本議会に報告する。

令和4年9月16日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1	資本的支出	1 建設改良費	431,731,000	180,624,839	216,561,479	53,000,000	108,280,740	55,280,739	34,544,682	円	天神川流域下水道事業幹線管渠更生工事において、工事箇所を交通規制する必要があるため、地元との調整に不要の日数を要したため。